

令和5年度予算編成方針

第1 本市を取り巻く財政状況と令和5年度の見通し

経済社会活動の正常化が図られ、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、我が国の経済は緩やかに持ち直しつつあるが、世界的な金融引き締め等を背景とした海外景気の下振れに加え、物価上昇による家計や企業への影響が我が国の景気を下押しするリスクとなっている。県内景気も緩やかな持ち直しの傾向にあるが、それらのリスクを注視しなければならない状況にある。

こうした中において、本市においては、「県都『あきた』創生プラン」（第14次秋田市総合計画）と、現在策定中である次期行政改革大綱を引き続き市政運営の両輪としながら、市政の最重要課題と位置づけた人口減少対策に全庁一丸となって取り組んでいく必要がある。

令和5年度における本市の財政状況の見通しについて、歳入では、根幹をなす市税は、所得環境の悪化や企業収益回復の鈍化等による個人市民税や法人市民税の減少を、譲与税・交付金は、消費動向を踏まえた地方消費税交付金の減少等をそれぞれ見込んでいる。また、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税は、国の地方財政収支の仮試算を踏まえて減少を見込んでいる。4年度予算と比較して、歳入一般財源総額が37億円の減となる厳しい状況であるが、財政調整基金を一定程度確保して将来の財政需要に備える必要があることから、財源不足を補てんするための主要2基金の取崩しは10億円にとどめるものとする。

歳出（一般財源ベース）では、4年度予算と比較して、人件費は減、措置費および公債費が増となることから義務的経費全体では微減を、また、経常経費も微減を見込んでいる。歳入規模に見合った歳出構造を堅持すると、政策経費に配分できる財源が4年度予算よりも大きく不足することから、創生戦略事業も含めて個別の事業効果や執行状況等を踏まえた十分な検証を行った上で、抜本的な見直しが避けられない状況となっている。

なお、現段階では、国の予算や地方財政対策の動向等、不確定な要素も多いため、各部局において積極的に情報収集に努めるとともに、適切な対応を講じていく。

第2 予算編成の基本的な考え方

1 最重要課題への対応

人口減少対策を市政の最重要課題と位置づけ、人口減少の抑制および人口減少下にあっても持続可能な社会の実現に取り組むため、引き続き行政改革を推進しつつ、「県都『あきた』創生プラン」に掲げた施策・事業を着実に実施するとともに、創生戦略事業に一体的かつ集中的に経営資源を投入する。

2 施策・事業の検証と財源の捻出

施策・事業の検討に際しては、補助金や市債等の特定財源の有無にかかわらず、事業の必要性や有効性、経済性等を客観的事実に基づき十分に検証すること。

また、限られた財源を効果的・効率的に活用するため、単に前例を踏襲することなく、各事業の緊急度や重要度を見極めた上で、部局内での優先順位を精査するとともに、最少の経費で最大の効果が得られるよう真に必要な経費となっているか検討すること。

特に、新規事業や事業の拡充に取り組む場合は「スクラップアンドビルド」が前提であり、継続事業が時代の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応しているかを徹底的に検証し、事業の廃止や数年毎に新陳代謝を図るなど、必要な財源の捻出に努めること。

3 歳入の確保と新規財源の開拓

自主財源を確保するため、市税および税外収入の収納率向上を図るほか、自ら必要な財源を確保し市民サービスの維持・向上につなげるという観点から、新規財源の開拓について積極的に取り組むこと。

4 市債の抑制

市債発行額の増加は将来負担の増につながり、財政構造の硬直化を招く要因となることから、市債残高の縮減を図るため、全会計において市債発行の抑制に努めること。

5 通年型予算の徹底

創生戦略事業を含む政策経費に係る一般財源の所要額を最大限見込んでいることから、年間の所要額を精査して要求すること。したがって、国の制度改正により予算補正を行う必要が生じた場合等を除き、年度途中での補正予算は原則として認めないので留意すること。

第3 予算要求の留意点

1 義務的経費

人件費・措置費・公債費は、実績等を踏まえ適正に見積もること。
特に、措置費については、国や県の動向等を注視し、対象者数や伸び率などについて徹底した精査を行うこと。

2 経常経費

- (1) 経常経費については、**部局枠配分**を行う。加算減算対象経費および燃料費・光熱費（水道代を除く。）を除き、前年度一般財源ベースで**△5%**としたので、部局枠配分額の範囲内で要求すること。
- (2) 令和3年度から供用を開始した新規施設の管理経費については、通年ベースでの予算執行状況を確認できる状況にあることから、**一件査定により精査**を行うので、実績等を踏まえ適正に見積もること。

3 政策経費

- (1) 創生戦略事業を含む全ての政策経費について、**一件査定**を行う。行政経営会議において、実施が不相当と判断された事業の要求は認めない。
- (2) 繰出金等以外の政策経費に係る一般財源所要額は**81億円（4年度比△35億円、△30%）**と見込んでいる。そのうち、創生戦略事業には**38億円（4年度比△16億円、△30%）**を配分する予定であることから、部局内の事務事業の優先順位を考慮し、事業の取捨選択や見直しを徹底するなど、これまで以上に効率化・重点化を図ること。
- (3) 新規事業の要求に当たっては、定量的な指標による政策効果の可視化を図ること。

4 部局経営努力分の設定

- (1) 枠配分を超えた削減を実施した部分又は広告料収入等で新規財源として獲得した部分については、「部局経営努力分」として設定し、原則単年度で一件査定事業の中から充当先を各部局が選択できることとする。
- (2) 部局が選択した事業については、その内容の精査を経て優先的に採択を行う。
- (3) 部局が選択した事業が採択されない場合は、部局が要求してきた他の事業について、優先順位を考慮した上で、採択を行う。

5 今後の日程（予定）

予算要求期限	令和4年10月25日（火）
財政担当査定	～11月上旬
財政課長査定	令和4年11月中旬～12月上旬
企画財政部長査定	令和4年12月中旬～12月下旬
市長査定	令和5年1月上旬～1月中旬

第4 個別事項

1 歳入

- (1) 国・県支出金等の制度を最大限に活用し、財源確保に努めること。
また、補助事業全体の総量を把握する必要があることから、国・県への補助の申請又は要望を行った全ての事業について確実に予算要求すること。
なお、国・県の予算編成の動向を十分に見極め、年度途中で不足が生じることのないよう適正に見積もること。
- (2) 使用料・手数料については、次期行政改革大綱の策定における議論を踏まえ、これまで以上に受益と負担の適正化の見直しを進めること。
- (3) 市債については、原則、後年度交付税措置されるものに限ること。
また、起債制度の変更および地方交付税制度の見直しにより、起債対象や充当率、交付税対象の変更が考えられることから、計上に当たっては十分注意すること。
なお、令和4年3月に公表した「秋田市中・長期財政見通し（令和5-14年度）」において、令和5年度はプライマリーバランスが赤字となる見込みであることから、市債の発行額を抑制するために事業採択の調整を行う。
- (4) 新規財源については、引き続き、広告の掲載、広告板の設置を進めるとともに、「飲料水等自動販売機の設置に関する基本方針」（平成22年1月4日付け財政部長決裁）に基づく行政財産の貸付やネーミングライツ、クラウド・ファンディング、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用等による財源の獲得のほか、他団体で取り組んでいる財源確保策を参考にするなど、積極的に取り組むこと。
- (5) 行政財産として利用計画のない公有財産については、「秋田市未利用公有財産利活用指針」（平成25年3月29日付け市長決裁）に基づき、売却や利活用等を積極的に推進すること。

2 歳出

- (1) 予算の流用は原則として認めないことから、事業の精度を高め適切な積算を行い予算要求すること。
- (2) 複数の部局にかかわる事務事業への対応については、連携推進官を中心に部局間相互で緊密に連絡を取り合い、十分な調整を行った上で見積もること。
- (3) 普通建設事業については、事業の必要性や効果、コストの縮減、事業箇所の優先順位等を総合的に検討し、積算すること。
特に、大規模事業については、本市の財政に与える影響が大きいことを十分に認識し、部局内において年度間調整等を考慮した上で、予算要求すること。
また、当該普通建設事業によって整備される施設の維持管理費等が将来の本市財政に与える影響にも十分配慮し、事業量を設定すること。
なお、「公共工事のコスト縮減に係る事前協議について」（令和4年9月13日

付け令4工検室第619号)に基づき、対象となる事業については、工事検査室と事前協議を行うこと。

- (4) 公共施設等の修繕や更新を伴う整備については、行財政改革実施会議において決定する施設整備事業の優先度との整合を図ること。

なお、事業の採択に当たっては、国庫補助金や市債等の財源を最大限に活用した上で、公共施設等整備基金繰入金を財源として見込むが、同基金の取崩額に上限を定め、部局を越えて全庁的に優先度を見極めることとする。

- (5) 公共施設等については、施設の設置効果等を総合的に検証し、あり方の見直しが必要な施設は、施設の廃止や複合化・集約化、転用、譲渡等を積極的に進めること。

- (6) 補助金については、市単独補助金に限らず、行政の責任分野、経費負担のあり方、事業効果、補助上限額や補助率等が適切であるかを十分に精査し、明確な基準の下で予算要求すること。

また、交付先における補助金の用途や異なる機関からの重複受給の有無等、実態の十分な把握に努めること。

- (7) 委託料については、対象業務を直営で実施する場合と委託する場合とを比較し、委託することが妥当であるかどうかを十分検討すること。また、費用の積算や業務の仕様等の見直しを行い、委託料の削減に努めること。

特に、随意契約をしている委託業務については、一般競争入札への切替を積極的に進め、切替えができない業務についても、削減手法の検討を行うこと。

- (8) 旅費（会計年度任用職員の費用弁償を除く。）については、会議や研修等への出席はリモートで対応することを検討し、他の手段に替え難い場合にのみ予算要求すること。

- (9) 既存システムの改修や新たなシステム調達（機器を含む。）など、基幹系業務システム、その他情報システムに関する事業を予算要求する場合は、「ICT推進担当課長との事前協議について」（平成25年8月1日付け情統第89号）、「情報システム開発・改修に伴う適正な事務執行について」（平成27年7月7日付け総号外）および「既存システムの改修や新たなシステムの調達に係る手続等について」（令和3年7月16日付け令3情統第1602号）に基づき、情報統計課と事前協議を行うこと。

- (10) 特別会計、公営企業会計および独立行政法人への繰出金等については、独立採算の原則を踏まえ、一般会計からの財政援助に過度に依存しないよう、基準内外を問わず見直しを図った上で予算要求すること。

3 その他の事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響および円安や物価上昇の動向等に応じて新たな対策を講じる必要が生じた場合は、予算編成の過程で別途整理する。
- (2) 予算査定資料の変更点・確認事項等の参考資料については、必要に応じて別途送付する。